

国指定剣山山系鳥獣保護区に係るツキノワグマ調査の概要

中国四国地方環境事務所

1. これまでの調査の概要

四国におけるツキノワグマは、国指定剣山山系鳥獣保護区を中心として徳島県、高知県にまたがって分布し、その生息頭数は 10 数頭から数 10 頭と推定されている。この生息頭数は、ツキノワグマの最小存続可能個体数 (Minimum Viable Population) 分析による 100 頭の水準を大きく下回っていると考えられ、現状を放置すれば近い将来に絶滅する危険性が極めて高いとして、環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれのある地域個体群に指定されている。

このような背景の中、環境省では、2000 年から生息実態調査に着手し、ヘアーラップ及びカメラトラップを導入し体毛 DNA

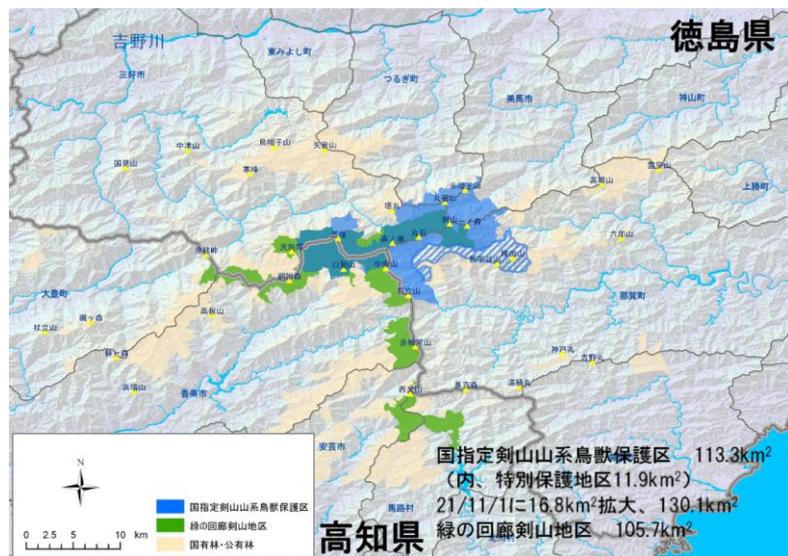


図-1 国指定剣山山系鳥獣保護区位置図

解析による識別を行うとともに目撃や痕跡等の 334 地点に及ぶ生息情報が収集され、面的かつ広域的に生息範囲を把握することができた。

さらに、これまでに蓄積された痕跡等の生息情報から、現在の恒常的生息域は剣山山系に連続してみられるブナ・ミズナラ等の落葉広葉樹林を中心とした約 500 km²の範囲と推測され、NGOが行ってきた追跡調査においては、ツキノワグマは標高 800m から 1,400m までの落葉広葉樹林を中心に活動していることなど、近年、その季

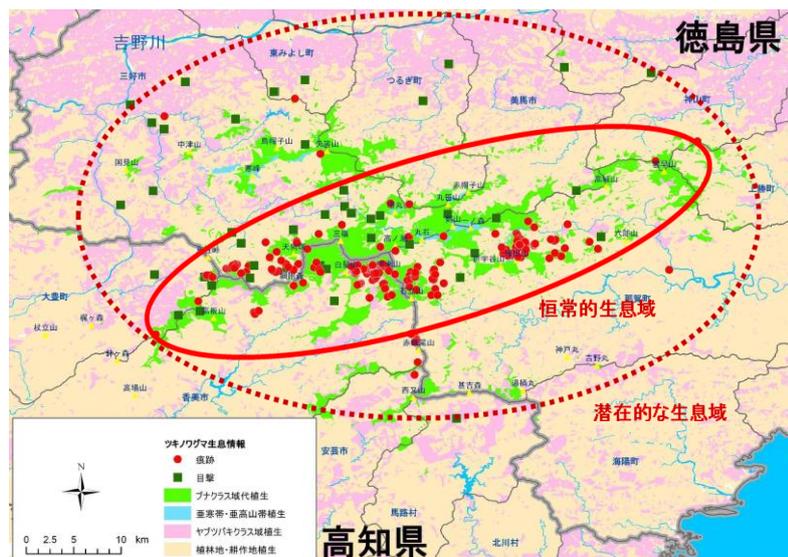


図-2 生息情報及び生息域図

節的な生息地利用や越冬生態、食性等の情報についても蓄積されてきた。

また、これまで得られた生息情報と地理情報システム(GIS)を用いて生息地評価手法の改良を検討した。検討では、ツキノワグマの生命を維持するための食物、子孫を残す繁殖行為とその環境条件が重要として、生存必須条件を食物条件及び繁殖・越冬条件とした。食物条件では、主要食物であるブナ・ミズナラ等の利用植物種に、繁殖・越冬条件では、越冬穴が形成される樹洞や根上がり、土穴や岩穴等に着目し適性指数を与え試験的に評価した。

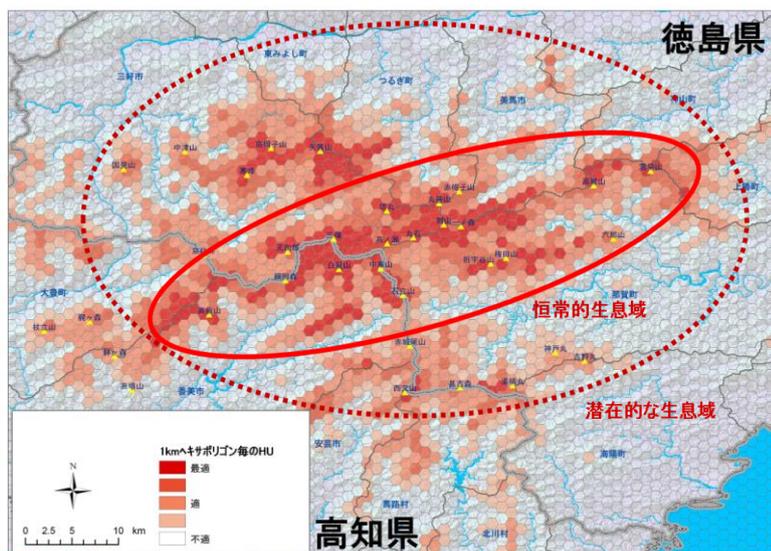


図-3 生息地評価手法(HIS)を用いたツキノワグマ生息適地

2. 平成21年度の調査項目

- (1) 生息実態調査及び科学的情報の収集（捕獲檻、ヘアートラップ、カメラトラップによる生息実態調査及び科学的情報の収集）

ツキノワグマを捕獲し生体サンプルの採取や発信機の装着及び捕獲個体の追跡のほか体毛サンプルの収集や越冬環境等の情報収集。

- (2) 痕跡、目撃等の生息情報の収集

生息情報の乏しい地域のクマ剥ぎ、爪痕等の痕跡等の情報収集及び地理情報システム(GIS)データベースへの整理。

3. その他（国指定鳥獣保護区の動き）

平成21年11月1日に国指定剣山山系鳥獣保護区を拡大して指定。

10,138ha → 11,817ha (1,678ha拡大)